

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則【危機管理室危機管理課】 974

◇ 告 示

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 975
- 北九州市立門司駅前自転車駐車場等における使用料並びに放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収事務の委託【建設局総務部管理課】 976
- 駐車場使用料の徴収事務の委託【教育委員会中央図書館庶務課】 977

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 978

◇ 上下水道局

- 水道料金等の徴収事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】 979

北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第37号

北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例の施行期日を定める
規則

北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年北九州市条例第2号）の施行期日は、平成25年4月13日とする。

北九州市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

志井第二町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		竹川俊治	北九州市小倉南区志井四丁目10番49号
変更後	平成23年4月3日	焼谷則吉	北九州市小倉南区志井四丁目7番2号
変更後	平成24年4月3日	中村鎮馬	北九州市小倉南区志井四丁目1番5号

北九州市告示第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立德力嵐山口自転車駐車場、北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅西自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立折尾駅前自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場並びに北九州市立道原自転車貸出し施設及び北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料並びに放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月17日

北九州市長 北橋健治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
八幡西図書館	株式会社黒崎コミュニティサー ビス	北九州市小倉 北区米町二丁 目2番1号	平成25年4月1日か ら平成26年3月31 日まで

北九州市公告第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成25年4月17日

北九州市長 北橋健治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区大島三丁目586番3、587番3、588番、589番、590番1、595番、596番、602番、602番2及び603番1	北九州市小倉北区大島三丁目2番13号 徳永産業有限会社 代表取締役 徳永優一
北九州市小倉南区南方二丁目1番104、1番111及び1番119から1番125まで	長崎県長崎市岡町9番1号 株式会社谷川建設 代表取締役 谷川喜一

北九州市上下水道局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）付則第7項及び第8項に規定する水道料金並びに同条例第36条に規定する手数料並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき受託契約を締結した水巻町下水道使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月17日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
第一環境株式会社九州支店	福岡市中央区薬院四丁目3番5号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで